

学校法人女子美術大学 令和7年度事業報告書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)



学校法人

女子美術大学

目 次

1. 法人の概要	1
(1)基本情報	1
(2)建学の精神	1
(3)学校法人の沿革	1
(4)設置する学校・学部・学科等	3
(5)学校・学部・学科等の学生・生徒数の状況	4
(6)収容定員充足率	4
(7)役員の概要	4
(8)評議員の概要	6
(9)会計監査人の概要	7
(10)理事選任機関の概要	7
(11)教職員の概要	7
2. 事業の概要	8
(1)主な教育・研究の概要	8
(2)中期的な計画(教学・人事・施設・財務等)及び 事業計画の進捗・達成状況	10
3. 財務の概要	17
(1)決算の概要	17
(2)その他	20
(3)経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後 の方針・対応方策	22
4. 学校法人の業務の適正を確保するための体制(内部 統制システム)の整備及び運用状況の概要	23
(1)関係する決議の概要	23
(2)体制整備及び運用状況の概要	23
附属明細書	26

1. 法人の概要

(1) 基本情報

①法人の名称	学校法人女子美術大学
②主たる事務所の住所、電話番号、FAX 番号、ホームページアドレス	東京都杉並区和田 1-49-8 電話番号 03-5340-4500（代表） FAX 番号 03-5340-4594（総務企画部） https://www.joshibi.ac.jp/

(2) 建学の精神

「女子美」の名で知られる本学は、女性に門戸を開く美術の専門教育機関がほとんどなかった明治 33 (1900) 年に、「芸術による女性の自立」、「女性の社会的地位の向上」、「専門の技術家・美術教師の養成」を建学の精神として掲げ、創立しました。120 年余の長い歴史の中で、画壇・デザイン界をはじめ、教育界などあらゆる分野に優れた人材を輩出するとともに、社会で自立できる女性たちを送り出してきました。現代においても、知性と感性と技能を併せ持ち、美術の専門を生かして自立できる人材の育成を行っています。

(3) 学校法人の沿革

女子美術大学の前身である私立女子美術学校は、明治 33 (1900) 年に設立が認可されました。設立の発起人は藤田文蔵、横井玉子ら 4 人でしたが、その中心的役割を担ったのが横井玉子でありました。横井玉子は、熊本支藩の肥後新田藩家老原尹胤の娘に生まれ、熊本洋学校で学び、幕末の思想家・横井小楠の養子であった横井左平太に嫁ぎ、横井家の先進の気鋭に触れています。

学校は設立認可の翌年に財政的な経営危機に見舞われますが、順天堂第三代堂主・佐藤進男爵の夫人であった佐藤志津の多大な貢献により建て直され、その運営は軌道にのりました。以後、時代の変革に対応して、設置母体の財団法人化、専門学校への昇格、大正 4 (1915) 年の附属高等女学校（付属校の前身）の開設などを行いました。

戦後、学制改革により、昭和 24 (1949) 年に専門学校から大学へ昇格し、校名を女子美術大学として新制大学となりました。昭和 25 (1950) 年には財団法人を学校法人とするとともに、短期大学部を併設しました。その後、教育研究の更なる高度化を図るため、平成 6 (1994) 年に大学に大学院を設置しました。

令和 7 (2025) 年に、大学が創立 125 周年、付属高等学校・中学校が創立 110 周年を迎えました。

略年表

明治 33 年(1900 年)	私立女子美術学校設立の認可を受ける
明治 34 年(1901 年)	本郷弓町の校舎において開校、校章制定
明治 42 年(1909 年)	本郷菊坂町に新校舎落成、弓町より移転
大正 4 年(1915 年)	私立女子美術学校附属高等女学校を開校
大正 5 年(1916 年)	附属高等女学校を私立佐藤高等女学校に改称
大正 6 年(1917 年)	財団法人私立女子美術学校に組織変更
大正 8 年(1919 年)	私立女子美術学校を女子美術学校に改称
昭和 4 年(1929 年)	専門学校に昇格し、女子美術専門学校に改称
昭和 10 年(1935 年)	杉並校舎に移転
昭和 22 年(1947 年)	学制改革により佐藤中学校発足
昭和 23 年(1948 年)	学制改革により佐藤高等学校発足
昭和 24 年(1949 年)	学制改革により女子美術大学発足
昭和 25 年(1950 年)	財団法人を学校法人に改組。短期大学部を併設
昭和 26 年(1951 年)	女子美術大学付属高等学校中学校に改称
昭和 37 年(1962 年)	女子美術大学短期大学部を女子美術短期大学に改称
昭和 43 年(1968 年)	茅ヶ崎校地に女子美術大学付属幼稚園開設（～1990 年）
平成 2 年(1990 年)	女子美術大学芸術学部相模原校舎開設
平成 6 年(1994 年)	女子美術大学大学院美術研究科修士課程を設置
平成 8 年(1996 年)	女子美術大学大学院美術研究科博士後期課程を設置
平成 12 年(2000 年)	創立 100 周年記念式典挙行（東京国際フォーラム）
平成 13 年(2001 年)	女子美術大学芸術学部の教育組織を立体アート学科、メディアアート学科、ファッション造形学科に改組
	女子美術短期大学を女子美術大学短期大学部に改称
	女子美アートミュージアム（JAM）落成
平成 15 年(2003 年)	女子美術大学研究所、女子美オープンカレッジセンターを設置
平成 17 年(2005 年)	女子美術大学大学院美術研究科修士課程に芸術文化専攻を開設
平成 21 年(2009 年)	女子美術大学短期大学部別科基礎造形専修を募集停止
平成 22 年(2010 年)	女子美術大学芸術学部の教育組織を美術学科（4 専攻）、デザイン・工芸学科（4 専攻）、アート・デザイン表現学科（4 領域）に改組
	女子美術大学短期大学部造形学科の教育組織を美術コース（平面・立体）、デザインコース（情報デザイン・創造デザイン）に改組
	創立 110 周年記念式典挙行（有楽町朝日ホール）
平成 24 年(2012 年)	女子美術大学芸術学部美術学科に美術教育専攻を開設
平成 27 年(2015 年)	女子美術大学付属高等学校・中学校創立 100 周年記念式典挙行（中野サンプラザ）
平成 28 年(2016 年)	女子美術大学大学院美術研究科修士課程を同博士前期課程に改称
平成 29 年(2017 年)	女子美術大学短期大学部造形学科の教育組織を美術コース、デザインコース（4 分野）に変更
令和 2 年(2020 年)	創立 120 周年記念式典挙行（杉並キャンパス）
令和 5 年(2023 年)	女子美術大学芸術学部に共創デザイン学科を開設
令和 6 年(2024 年)	女子美術大学芸術学部美術学科芸術文化専攻を国際芸術文化専攻に改称
	女子美術大学芸術学部アート・デザイン表現学科ファッションテキスタイル表現領域をファッション表現領域に改称
	女子美術大学芸術学部アート・デザイン表現学科にスペース表現領域を開設
	女子美術大学芸術学部アート・デザイン表現学科アートプロデュース表現領域をクリエイティブ・プロデュース表現領域に改称
令和 7 年(2025 年)	創立 125 周年記念式典挙行（青山スパイラルホール）

(4)設置する学校・学部・学科等

女子美術大学 学長 小倉 文子

○杉並キャンパス（大学院美術研究科／芸術学部アート・デザイン表現学科、共創デザイン学科）

〒166-8538 東京都杉並区和田 1-49-8

○相模原キャンパス（大学院美術研究科／芸術学部美術学科、デザイン・工芸学科）

〒252-8538 神奈川県相模原市南区麻溝台 1900

女子美術大学短期大学部 学長 小倉 文子

○杉並キャンパス（造形学科／専攻科）

〒166-8538 東京都杉並区和田 1-49-8

女子美術大学附属高等学校・中学校 校長 石川 康子

〒166-8538 東京都杉並区和田 1-49-8

設置する学校	学部・学科等			当初開設年月
女子美術大学				昭和 24 年 4 月
	大学院 美術研究科	博士後期 課程	美術専攻	平成 8 年 4 月
		博士前期 課程	美術専攻	平成 6 年 4 月
			デザイン専攻	
			芸術文化専攻	平成 17 年 4 月
	美術学科	洋画専攻	平成 22 年 4 月	
		日本画専攻		
		立体アート専攻		
		美術教育専攻	平成 24 年 4 月	
		国際芸術文化専攻 （芸術文化専攻）	平成 26 年 4 月	
		デザイン・ 工芸学科	ヴィジュアルデザイン専攻	平成 22 年 4 月
			プロダクトデザイン専攻	
			環境デザイン専攻	
			工芸専攻	
		アート・ デザイン 表現学科	メディア表現領域	令和 6 年 4 月
	ヒーリング表現領域			
	ファッション表現領域 （ファッションテキスト表現領域）			
	スペース表現領域		平成 22 年 4 月	
	クリエイティブ・プロデュース表現領域 （アートプロデュース表現領域）		令和 5 年 4 月	
	共創デザイン 学科	—		
女子美術大学短期大学部				昭和 25 年 4 月
	造形学科			昭和 32 年 4 月
	専攻科 造形専攻			昭和 38 年 4 月
女子美術大学付属 高等学校	全日制（普通科）			昭和 23 年 4 月
女子美術大学付属 中学校				昭和 22 年 4 月

(5) 学校・学部・学科等の学生・生徒数の状況

(令和7年5月1日現在)

学校名		入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数
女子美術大学	大学院	60	45	123	103
	芸術学部	630	707	2,540	2,833
女子美術大学 短期大学部	造形学科	120	138	240	287
	専攻科	50	36	50	36
女子美術大学附属高等学校		200	210	600	622
女子美術大学附属中学校		135	144	405	433

※女子美術大学芸術学部の収容定員には、3年次編入学定員を含む（美術学科 28 人、デザイン・工芸学科 32 人、アート・デザイン表現学科 20 人）。

(6) 収容定員充足率

(毎年度5月1日現在)

学校名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
女子美術大学	大学院	0.80	1.02	1.02	0.83	0.84
	芸術学部	1.10	1.11	1.13	1.12	1.12
女子美術大学 短期大学部	造形学科	1.01	0.97	1.10	1.21	1.20
	専攻科	0.64	0.98	0.60	0.82	0.72
女子美術大学附属高等学校		1.05	1.04	1.02	1.03	1.04
女子美術大学附属中学校		1.06	1.06	1.06	1.06	1.07

(7) 役員の概要

(令和7年6月1日現在)

区分	氏名	就任年月日	常勤・非常勤の別	業務執行・非業務執行の別	外部・非外部の別	主な現職
理事長	福下 雄二	平成24年3月1日 (理事就任)	常勤	業務執行	外部	学校法人女子美術大学 理事長(平成27年6月 1日就任)
理事	小倉 文子	平成19年4月1日	常勤	非業務執行 (職員理事)	非外部	女子美術大学・女子美術 大学短期大学部学長
理事	石川 康子	平成29年4月1日	常勤	非業務執行 (職員理事)	非外部	女子美術大学附属高等 学校・中学校校長
理事	清水美三子	令和3年4月22日	常勤	非業務執行 (職員理事)	非外部	女子美術大学芸術学部 長
理事	佐藤 真澄	令和3年6月1日	常勤	非業務執行 (職員理事)	非外部	女子美術大学短期大学 部部長
理事	松本 博子	令和元年6月1日	常勤	非業務執行 (職員理事)	非外部	女子美術大学・女子美術 大学短期大学部副学 長兼女子美術大学研究
理事	後藤 浩介	令和元年6月1日	常勤	非業務執行 (職員理事)	非外部	女子美術大学・女子美術 大学短期大学部副学 長兼図書館長
理事	片山 拓治	平成29年4月1日	常勤	非業務執行 (職員理事)	非外部	学校法人女子美術大学 参与(理事長補佐)
理事	加藤 寛治	令和5年6月1日	常勤	非業務執行 (職員理事)	非外部	学校法人女子美術大学 参与(理事長補佐)兼 校友室長など

区分	氏名	就任年月日	常勤・非常勤の別	業務執行・非業務執行の別	外部・非外部の別	主な現職
理事	山口 裕子	令和 5 年 6 月 1 日	非常勤	非業務執行	外部	一般社団法人女子美術大学同窓会会長
理事	田原大三郎	平成 30 年 6 月 1 日	非常勤	非業務執行	非外部	弁護士・田原大三郎法律事務所
理事	藤山 知彦	令和元年 6 月 1 日	非常勤	非業務執行	外部	国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター特任フェロー
監事	岡村 健司	平成 31 年 3 月 28 日	非常勤	—	—	公認会計士・岡村健司公認会計士事務所
監事	原田 史緒	令和 5 年 6 月 1 日	非常勤	—	—	弁護士・四季の風総合法律事務所

定員数 理事 9 ～ 13 人、監事 2 人
現員数 理事 12 人、監事 2 人

責任免除に関する決議等

学校法人女子美術大学寄附行為第 62 条に、責任の免除について定められている。
なお、令和 7 年度において、責任免除に関する決議等はなかった。

責任免除・責任限定契約、補償契約・役員賠償責任保険契約の状況

1. 責任限定契約

・対象者

非業務執行理事（職員理事除く）

監事

・契約内容の概要

非業務執行理事（職員理事除く）及び監事はその職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額（以下「最低責任限度額」という。）を上限にこの法人があらかじめ定めた額と、最低責任限度額との、いずれか高い額を責任限度額とする。

・契約によって職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置

契約の内容に、役員がその職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときに限る旨の定めがある。

2. 補償契約

・対象者

全役員

・契約内容の概要

（１） 役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

（２） 役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

ア 当該損害を役員が賠償することにより生ずる損失

イ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

(3) ただし、以下に掲げる費用等を補償することができない。

ア (1)に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分。ただし、通常要する費用の額については、事案ごとの具体的な事情を勘案の上総合的に判断して決定されるものとし、また、必要性和相当性のある場合には特別の費用を認めることができるものとする。

イ 役員の学校法人に対する損害賠償責任を負う場合には、損失のうち当該責任に係る部分

ウ 役員に悪意又は重大な過失があったことにより損害賠償責任を負う場合には、損失の全部

・ 契約によって職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置

契約の content に、役員がその職務を行うに当たり悪意でかつ重大な過失があるときは、補償しない旨の定めがある。

・ 実行された補償の内容

該当なし

3. 役員賠償責任保険契約

・ 対象者

全役員及び全評議員

・ 契約内容の概要

(1) 役員及び評議員に関する補償

法律上の損害賠償金、争訟費用等

(2) 学校法人女子美術大学に関する補償

法人内調査費用、第三者委員会設置・活動費用等

・ 契約によって職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置

契約の content に、違法行為等の事由による損害に対しては、保険金を支払わない旨の定めがある。

(8) 評議員の概要

(令和7年6月1日現在)

氏名	就任年月日	主な現職
大森 悟	令和 5 年 4 月 1 日	女子美術大学教授
影山 緑	令和 5 年 6 月 1 日	女子美術大学短期大学部教授
笠井真一郎	平成 27 年 6 月 1 日	学校法人女子美術大学事務本部長
中村 晃子	令和 4 年 4 月 1 日	女子美術大学付属高等学校・中学校教頭
吉村 久好	平成 27 年 6 月 1 日	有限会社ニューヨーク BB
柏原 花子	令和 3 年 6 月 1 日	女子美術大学名誉教授
橋本千恵里	令和 7 年 5 月 22 日	(一社) 女子美術大学同窓会副会長

山村 敦子	令和 元年 6 月 1 日	女子美術大学付属高等学校・中学校同窓会会長
森田 美登	令和 5 年 6 月 1 日	女子美術大学ニケの会会長
ヤマザキミノリ	令和 7 年 5 月 22 日	女子美術大学徳の花会代表幹事
玉井 美雪	令和 7 年 5 月 22 日	女子美術大学付属高等学校・中学校「父母と先生の会」会長
佐藤 泰彦	平成 23 年 6 月 1 日	日本電子株式会社
塚田 茂	令和 5 年 6 月 1 日	学校法人武庫川学院監事
山本 達	平成 29 年 4 月 1 日	学校法人女子美術大学評議員会議長

定員数 12～14 人
現員数 14 人

(9)会計監査人の概要

名 称 EY 新日本有限責任監査法人

任 期 令和 7 年 5 月 23 日～1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

責任免除に関する決議 なし

(10)理事選任機関の概要

<構成等>

令和 7 年 4 月 1 日施行（同年11月27日一部改正）の理事選任機関運営規程に基づき、理事選任機関である理事選任委員会は、学長、校長、理事 2 名（学長、校長を除く。）、評議員 4 名、学外有識者 1 名の計 9 名の委員で構成され、そのうちの理事 2 名には、理事長を含まないこととしており、令和 7 年度は、この通りの構成となっている。

なお、学長、校長、評議員である委員については、任期満了等に伴い、新たに就任する次期の学長、校長、評議員が決定しているときは、退任する学長、校長、評議員に替えて次期学長、次期校長、次期評議員とすることとしている。

(11)教職員の概要

（令和 7 年 5 月 1 日現在）（単位：人）

	教員			職員		
	本務	兼務	合計	本務	兼務	合計
大 学	147	624	771	81	45	126
短期大学部	26	100	126	9	9	18
高 等 学 校	43	8	51	5	3	8
中 学 校	21	7	28	3	2	5
法 人	—	—	—	2	1	3
合 計	237	739	976	100	60	160
平均年齢（才）	43.2	49.1	47.6	43.1	38.5	41.3

※ 1 大学の本務教員に大学・短期大学部学長（1 人）を含む。

※ 2 高等学校の本務教員に高等学校・中学校長（1 人）を含む。

2. 事業の概要

(1) 主な教育・研究の概要

（「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」）

文部科学省は、各大学・短期大学の建学の精神、教育理念等を踏まえ、明確な教育方針を定めることを求めています。そこで、本学はこの求めに対して、次のとおり「卒業（修了）の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」を定めて、体系的な教育体制を整備しています。

女子美術大学大学院博士後期課程

修了の認定に関する方針	以下を身に付けたものに対して、学位を授与します。 ・研究テーマと内容に独創性と社会的意義があり、新たな理論・表現を構築したか。 ・研究成果を国内外のコンクールや個展、学会等を通して社会に還元し、高い評価を得たか。 ・国際的な視野に立ち、芸術に関する学識や技術を自立して探求し続けられるか。 ・作家、研究者、教育者、企業人等高度な専門家として社会に貢献できるか。
教育課程の編成及び実施に関する方針	「作品制作と理論との融合による新たな制作者・教育者」「社会において直ちに指導的役割を果たし得る高度な専門知識・技術を持つ人材」「幅広くかつ堅実な造形理論研究者」を養成することを目的としてカリキュラムを編成する。 ・円滑な研究活動を行うため、「造形研究計画演習」において、学生の研究計画の立案に取組み、主任指導教員と理論系教員が関わり指導を行う。「造形理論特別研究」にて、理論研究の方法論を会得するとともに、「特殊研究」により深く体系的な研究に取り組む。 ・研究の集大成として、博士論文と修了制作（実技系分野のみ）に取り組む。研究を通して、自立して研究活動を継続展開できる能力を身につける。
入学者の受入れに関する方針	独創性と社会的意義のある新たな理論・表現を構築し、研究成果を社会に還元することを目指す人、国際的な視点に立ち、芸術に関する学識や技術を自立して探求する高度な専門家として社会に貢献し続けたいという高い意欲のある人材を求めます。 求める資質・能力としては、「幅広い視野と芸術的発想力を持つ人」「問題意識を持ち、課題に対して柔軟に積極的に取り組む人」「豊かな表現力を持つとともに知識への深い探究心を備える人」が挙げられます。

女子美術大学大学院博士前期課程

修了の認定に関する方針	以下を身に付けたものに対して、学位を授与します。 ・芸術に関する深く幅広い学識と技術を有しているか。 ・幅広い視野と芸術的発想力を持ち、問題意識を持って課題に対して柔軟・積極的に取り組めるか。 ・豊かな表現力を持つとともに知識への深い探究心を備えているか。 ・作家、研究者、教育者、企業人等高度な専門家として社会に貢献でき
-------------	---

	るか。
教育課程の編成及び実施に関する方針	芸術の新しい動向に対応し得る、確かな原理を体得した作家・研究者・教育者・高度な専門家を養成することを目的にカリキュラムを編成する。 ・専攻・研究領域の枠を超えて、各研究領域の基本となる技法と分析方法、美術・デザインに関する理論に取り組むことで、学生各々の研究テーマに自由な発想と分野横断的かつ複合的視野を養う。 ・研究課題に応じて他研究領域の実技に取り組み、新しい芸術感性と発想力、幅広い視野を培う。
入学者の受入れに関する方針	芸術に対する深く幅広い学識と技術を持ち、高度な専門家としてそれぞれの分野で活躍することを目指す人、社会に貢献する作家・研究者・教育者として自立したいという意欲ある人材を求めます。 求める資質・能力としては、「芸術をはじめ、広く、人文、社会、自然科学に関する知識を持つ人」「主体的、計画的に取り組む姿勢、生涯を通じて学び、創作や研究に取り組む素養がある人」「的確な情報収集や分析、論理的思考ができる人」「芸術分野において必要とされる技術、表現力、並びに自らの創作や考えを伝えるコミュニケーション・スキルやプレゼンテーション能力を身に付けている人」が挙げられます。

女子美術大学芸術学部

卒業の認定に関する方針	以下を身に付けたものに対して、学位を授与します。 ・芸術をはじめ、広く、人文、社会、自然科学に関する知識を習得している。「知識・理解」 ・課題やテーマに対して主体的、計画的に取り組む姿勢、生涯を通じて学び、創作や研究に取り組む素養を身に付けている。「関心・意欲・態度」 ・課題やテーマに対して、的確な情報収集や分析、論理的思考ができる。「思考・判断」 ・芸術分野において必要とされる技術、表現力を身に付けている。「技能・表現」 ・自らの創作や考えを伝えるコミュニケーション・スキルやプレゼンテーション能力を身に付けている。「技能・表現」
教育課程の編成及び実施に関する方針	芸術学部の教育目標を基に、美術・芸術を学ぶ上で、その基盤となる知識と教養、各分野・領域の基礎力・発展力を身につけ、一人ひとりの個性を伸ばせる制作や研究を展開できる教育課程とする。
入学者の受入れに関する方針	美術・デザインに深い興味を持ち、専門家としてそれぞれの分野で活躍することを目指す人、芸術によって社会に貢献し自立したいという意欲ある人材を求めます。求める資質・能力としては、芸術に対し自由で柔軟な考え方を持っていること、対象をよく観察し理解する眼を持っていること、問題意識を持ち自ら考える姿勢を持っていること、個性を素直にのびのびと表現できることが挙げられます。

女子美術大学短期大学部造形学科

卒業の認定に関する方針	以下を身に付けたものに対して、学位を授与します。 ・社会人にふさわしい教養、考え方を身につけている。 ・美術、デザインの専門能力を修得し、広い視野と洞察力によって独自の発想を表現することができる。 ・自らの創作について、他者に伝えるプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を身につけている。
-------------	---

	・ 美術、デザインの活動を通して、広く社会に貢献できる能力を身につけている。
教育課程の編成及び実施に関する方針	(専門科目に関する方針のみ抜粋) 専門科目は現代の多様化する美術、デザインの表現領域を多角的に捉えたカリキュラムとなっており、本人の実技体験を通して、専門分野を絞り込むことができる選択制を取り入れています。 1 年次前期は専門科目を限定せず、13 種類の科目から 4 科目を自由に選択します。美術、デザインの基礎を学ぶとともに、自己の表現の幅を広げることを目的としています。1 年次後期からは前期の体験をもとに美術コース、デザインコース(グラフィック・メディア・テキスタイル・プロダクト)の各領域を選択、より専門性の高い知識や技術を集中的に修得しながら、自らの発想を表現することを学びます。 2 年次後期はそれまで培った知識、技術、表現力を基にした卒業作品を制作します。卒業制作では 2 年間の集大成として自己の発想、表現の可能性を追求し作品として成立させること、そして社会に対して発表することを学びます。
入学者の受入れに関する方針	「美術・デザインに深い興味を持ち専門家として活躍することを目指す人」「美術・デザインを通して社会に貢献し自立したいという意欲のある人」「自らの将来像を積極的に探求しようとする人」「自分を含めた社会全体をよく観察し理解しようとする姿勢をもつ人」「個性を素直に表現できる人」を求めています。

(2) 中期的な計画(教学・人事・施設・財務等)及び事業計画の進捗・達成状況

本学では、今日的及び将来的課題に適切かつ計画的に対応するため、「中期事業方針」と「中期事業計画」を策定しています。これらは、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を事業期間とし、課題の改善や解決によって成果を収めるための重要な指針として位置付けています。令和 7 年度は、事業期間の 1 年目(開始年度)でした。

中期事業方針は、法人と学校の活動を 8 の「事業区分」で分け、区分毎に次のとおり定めています。

事業区分	中期事業方針
使命・目的等	建学の精神「芸術による女性の自立」「女性の社会的地位の向上」「専門の技術家・美術教師の養成」の継承発展と普及
内部質保証	自己点検・評価と外部評価による PDCA サイクルの稼働
学生	(学生の受け入れ) (1) 目的意識と学習意欲の高い入学者の安定的確保 (2) 優秀な外国人留学生・社会人等多様な学生の受け入れ (学生支援) (3) 学生の視点に立った学生サービス(修学支援・生活支援・キャリア支援等)の充実 (学修環境) (4) 「教育研究等環境に関する方針」に沿った良好な教育研究の維持・向上のための環境や条件の整備 (5) 学部・学科再編等に伴う杉並キャンパス並びに相模原キャンパスの改修 (6) 杉並キャンパスの教育環境の拡充のための校舎の整備

教育課程	(教育内容・教育方法) (1) 品格・教養を身につけるとともに、美術・芸術の技を高める教育 (2) 女性の感性を活かす教育 (3) グローバルな社会で活躍する豊かな国際性を身につける教育 (4) 入学から卒業までに学生個々の能力・実力を最大限に向上させる高い教育力 (5) きめ細やかで丁寧な教育・指導 (学修成果・輩出する人材像) (6) 自立して、美術・デザインを職業として一生涯続けることができる力を持った人材の輩出 (7) 社会でリーダーシップを発揮できる人材の輩出 (8) 世界で活躍する優秀な人材の輩出
教員・職員	(教育研究組織) (1) 時代の要請、社会のニーズに対応した教育研究組織の構築 (2) 学部、学科、専攻・領域の在り方、再編等 (3) 再編等に対応した適正な教育研究組織の在り方 (教員・職員) (4) 求める教員像の明示とそれに向けた取り組み (5) 優れた教育力と適格性を有し、社会や学生のニーズに対応し得る魅力ある多様な教員の任用 (6) 事務職員の資質の向上
経営・管理と財務	(経営・管理) (1) 私立学校法の改正、私立大学版ガバナンス・コードの策定等時代の要請に応える法人ガバナンス及び教学ガバナンスの強化 (2) 時代の変化に対応した高い公共性と信頼性の確保 (3) 法人運営、教育研究活動等についての透明性の確保及びステークホルダーへの説明責任の履行 (財務) (4) 財務基盤の強化と健全性の確保
社会連携・社会貢献	(1) 社会の持続性、包摂性、多様性の向上に貢献するため、教育研究活動の成果の社会への還元 (2) 多様な連携（産学官連携、地域連携、大学間連携等）と大学開放 (3) 国際交流の充実
高等学校・中学校	(1) 美術を柱とした独自性豊かな教育の発展 (2) 教育活動・学校運営のDXの推進 (3) 学園内の高大連携の発展

中期事業方針は「中期的に取り組むべき事業の基本的な考え方や方針を示したもの」、中期事業計画は「中期事業方針に沿って、中期的に取り組むべき具体的事業の計画や内容」、年度事業計画は「中期事業計画に基づき、各年度単位で実施すべき具体的な取り組み」とし、方針とこれら2つの計画を一体化して運用しています。

この体制の下、中期事業計画と令和7年度事業計画の進捗・達成状況は、以下のとおりでした。中期事業計画の計画項目を下線付で表示し、それに続き、その計画項目について令和7年度に実施すべき具体的な取り組み（令和7年度事業計画）の進捗・達成状況を記述しています。特に重要性、緊急性が認められる計画項目（末尾に★印を表示）については、優先的に取り組みました。

1 使命・目的等

(1) 周年事業の実施

10月30日に、東京・青山にて、創立125周年記念式典を実施しました。また、記念事業として、記念展覧会を青山の会場と日本橋の百貨店にて実施したほか、創立125周年記念事業募金を行いました。

(2) 広報活動の強化 ★

創立125周年を迎える本年度は、記念事業と連動して、様々な広報を展開しました。

学生募集活動としては、11月に高校生に向けたミニオープンキャンパスを実施するなど、年間を通して高校教員や高校生に向けて、本学の学科内容、プロジェクト、授業内容を周知するなどの広報活動を実施しました。

また新たに、共創デザイン学科主催による高校教員を対象とした探究の授業に役立つ研修会を実施しました。

海外からの受験生向けの活動としては、新たにインドネシアでの広報活動に着手し、現地での説明会への参加や高校訪問を実施しました。

(3) 歴史資料室からの教育理念の発信や、美術館・図書館が所蔵する教育資源・研究情報の公開による、社会における学園理解の促進

杉並キャンパス内に設置している「歴史資料展示室」において、本学創立者及びその活動に深い関わりをもった5人の人物を紹介した「横井玉子生誕170周年記念・横井玉子と5人の人物」や「新収蔵資料展」を開催しました。

相模原キャンパス内の展示施設である「女子美アートミュージアム」では、「春の装い」展、「女子美とフランス」展、「女子美染織コレクションPart13」展、「退職教員」展などを、杉並キャンパス内の展示施設である「ガレリアニケ」では、「森村智子」展、「基礎造形」展、「佐野ぬい」展、「退職教員」展などを、それぞれ開催しました。

また、教育・研究情報の公開を促進するべく、オープンアクセスポリシーの策定・公表に向けて、準備を進めています。

2 内部質保証

(4) 内部質保証の推進と強化 ★

教育を中心とした諸活動の質の維持・向上を図るため、大学では外部評価活動を、短期大学部では自己点検・評価活動を、それぞれ実施しました。

また、IR機能の充実を図るため、その方向性を決定しました。

3 学生

(5) 18歳人口減少を見据えた入学者選抜制度の見直しとその検証体制の構築

安定的な入学者確保のために、文部科学省の動向を踏まえ、新たな入試制度の枠組みを検討するための準備を進めました。

また、入学後の修学状況等をもとに入学者選抜の妥当性を検証するべく、学生募集結果や学内の全研究室からのヒアリング調査結果を取りまとめました。

(6) 学生支援に関する方針に基づく適切な支援の実施

多様な学生が主体的に取り組む正課外活動を活性化するため、そうした活動を奨励する制度について、現行制度の活用状況や他大学の事例等を踏まえた募集を行うとともに、改善のための検証を行いました。

(7) キャリア形成支援の充実

学生の多様なキャリア支援ニーズに応えるべく、個人面談、就職支援ガイダンス、各種講座、学内企業説明会を企画・実施しました。

(8) 良好な教育研究の維持・向上のための環境や条件の整備

良好な教育研究環境の維持とキャンパスの省エネルギー化を両立させるべく、杉並、相模原の両キャンパスにおいて、空調関係設備の更新工事を完了しました。

(9) 両キャンパス整備計画の策定と実行 ★

青梅街道沿いにおける新校舎の建設工事を、3月に着工しました。

杉並キャンパスでは、大学・短期大学部が使用する校舎の改修工事（1号館2階及び2号館2階の教室）等を完了しました。また、付属校が使用する校舎の生徒用トイレの改修工事（3号館）等も完了しました。

相模原キャンパスでは、教室の環境整備（1号館）を完了しました。また、ピロティの改修工事（8号館）の準備を進めました。

(10) 品格・教養や、豊かな生活のためのアート・デザインを学ぶ施設の充実 ★

杉並、相模原の両キャンパスでのパウダーコーナーの設置や、相模原キャンパスでの学生展示スペースの設置に向け、教育組織再編に伴う教室配置を考慮しつつ、準備を進めました。

4 教育課程

(11) 再編後の芸術学部及び造形学科における教育課程の検証と教育の質の向上 ★

アセスメント・ポリシー及び各指標の適切性を点検するとともに、学修成果を基に授業内容の改善を図りました。

(12) グローバルに活躍するための国際性を身につける教育の推進 ★

多くの学生が世界に目を向けるよう、全学的にプロモーションを行い、海外研修を実施しました。また、プロモーション内容の更なる向上や留学奨学金の拡充に向け、他大学の調査を実施しました。

また、フィリピンの大学と新たに協定を締結するなど、特にアジアでの国際交流拡充に努めました。その他、海外協定校からの視察訪問も受け入れています。

「アーティスト・イン・レジデンス（AIR）」の活動としては、「AIR NETWORK JAPAN」及びオランダ大使館と協働して、「2025年大阪・関西万博」のオランダパビリオンのイベントスペースにて、「国際AIRネットワーク・ミーティング」を開催しました。また、台湾のAIRネットワークから招待を受け、「TASA Annual Meeting 2025」にて、アジア

各国の AIR 運営者やアーティスト、美術館学芸員等との交流を深めました。

(13) ドローイングセンターの全学的な拡充と活用促進 ★

相模原キャンパスの人員体制を拡充するとともに、「クロッキー演習」を実施しました。また、本学入学予定者を対象に「入学前デッサン講座」を実施しました。

5 教員・職員

(14) 大学院の教育組織・教育課程の再編 ★

芸術学部の新学科及び新表現領域に対応した大学院美術研究科の新たな教育組織・教育課程の編成について、前年度に引き続き検討しています。

(15) 大学と短期大学部の教育組織・教育課程の再編に対応した教員体制の整備 ★

教員の男女比率や年齢構成について検討し、それを基に適切な教員配置案を策定しました。

(16) 教職員の研修制度の充実 ★

教職員を対象とした F D 研修、S D 研修、職員研修を計画的に実施するとともに、各研修の過去の実施状況の検証を行い、今後の研修実施のための基本方針案を策定しました。

6 経営・管理と財務

(17) 法人ガバナンス及び教学ガバナンスの強化 ★

法人ガバナンスの強化に向け、内部統制システム整備の一環として、令和 7 年度より開始した内部監査室業務や内部通報制度について、その効果的な運用や充実を図りました。また、コンプライアンス推進委員会、危機管理委員会を開催し、内部統制システムの実質化に努めました。

また、教学ガバナンスの強化については、新たな学長選考制度の運用開始に向け、学長選考委員会の設置の準備を進めました。

(18) 学納金以外の収入の安定的な確保

大学運営上の経常的経費に対する国庫補助である「私立大学等改革総合支援事業補助金」について、大学・短期大学部ともに申請しました。

また、各教員の研究活動に対する国庫補助である「科学研究費補助金」について、申請を目指す教員を対象とした説明会を実施し、大学では 2 件が採択されました。

資産運用においては、新規の資産運用商品契約を締結するなど、リスク分散を図りつつ、安定的な収入確保を行っています。

(19) 収支バランスの適正化 ★

令和 6 年度決算の分析や収支バランスの検証を行い、人件費の適正化や収入増加策としての学費改定などを実施するとともに、経費削減策を策定しました。

また、新校舎の建設及び建設後の維持管理に係る費用等の見通しを踏まえ、中期財務計画を一部改正するなど、中期的な視野に立った収支バランスの維持に努めました。

7 社会連携・社会貢献

(20) 研究活動の促進と研究所の発展

受託研究や共同研究を通して、染織品修復等の分野の研究者を育成するとともに、学生に学びの場を提供しました。

「女子美染織コレクション」の活用としては、「女子美アートミュージアム」において「女子美の先達たちと女子美染織コレクション展」を開催したほか、作品画像の利用や収蔵作品の閲覧などを通して学内外へ広く公開するとともに、学生の正課の授業において活用しました。

「染織文化資源研究所」では、保存修復業務を担当する嘱託研究員を増員し、そのサポートとして学生をアルバイトとして任用するなど、研究活動の拡充を図るとともに、学生が貴重な染色文化資源に触れる機会を提供しました。

(21) 大学開放による社会教育、生涯学習機能の充実

「市民大学（相模原市）」を3講座、「さがまちカレッジ講座」を5講座、「杉並区公開講座」を1講座、それぞれ開講しました。

さらに、杉並キャンパスの整備計画を念頭に、今後の社会教育のあり方について検討を進めました。

(22) 多様な連携協働の進展、地域・社会貢献活動の充実

自治体や地域との連携事業を21件行いました。

また、学生がアートディレクターの指導を受けデザイン実務を経験する「学生デザインルーム」の学内外からの受注案件は、杉並、相模原両キャンパス合わせて20件であり、計56名の学生が参加しました。

社会連携、地域・社会貢献活動の更なる充実に向け、学内でのアンケート調査による情報収集を行いました。

(23) 女性の自己実現を支援する。(在学生、卒業生、社会の間を多様な形でつなげる支援とコミュニケーションの場の提供、及び関連する研究活動の推進と研究成果の社会への発信) ★

在学生・卒業生とジェンダー研究を結びつけた新たな展示企画を展開するため、美術史、ジェンダー史の専門家を招き、「女性のための美大」にとっての課題について議論を行い、その内容を動画で公開しました。

8 高等学校・中学校

(24) 英語及び情報に重点を置いた教育の充実 ★

英語教育については、令和8年度にマレーシアでの語学研修旅行、アメリカでの美術・企業訪問ツアーを実施することを決定しました。

情報教育については、A I の活用についてガイドラインを制定するなど、適正な活用に努めています。

(25) 教育活動及び学校運営におけるD X推進 ★

新たな教務システムについて、令和8年度からの本格稼働に向けた諸準備を行いました。また、学費についても新たなシステムを導入し、学費の納入や管理の厳正化と効率化を進めています。

(26) 高大連携の発展

併設の大学・短期大学部と「高大連携イベント」を実施し、生徒に大学等での学びを体験させました。なお、高校3年生の併設大学・短期大学部への進学者数は、引き続き高い水準となっています。

(27) 教育内容の認知度の向上

学校説明会、公開授業、小中学生向けのワークショップや交流会を行う「美術のひろば」、本校授業の体験イベントを実施し、本校の認知度の向上を図るとともに、教育の特徴を社会に発信しました。

(28) 新学習指導要領に則った授業の確立 ★

次期学習指導要領について情報収集を行い、同要領に沿った授業を実施するための準備を進めています。

3. 財務の概要

(1) 決算概要

令和7年度における本学の財務運営は、開設3年目となる大学芸術学部共創デザイン学科をはじめ、芸術学部及び短期大学部の教育組織再編の進行に伴う教育研究環境の整備等を中心に、教育の質を確保するための施設・設備の充実を図ることを重視して行いました。

このうち杉並キャンパス整備については、1号館及び2号館の教室改修工事、Y・Aハイツ高円寺の解体及び新校舎の設計と着工、付属校3号館の屋上増築を行いました。相模原キャンパス整備については、1号館及び8号館の教室の改修工事等を行いました。

その結果、令和7年度決算において「基本金組入前当年度収支差額」は1,580万円のプラスとなりました。「基本金組入前当年度収支差額」は令和6年度決算と比し7,962万円の減となりました。この主な要因は、学生生徒総数が増員し、学生生徒等納付金収入も増となった一方で、計画的に進めているキャンパス整備関連支出が増となったこと及び退職者数が一時的に増員し人件費が増となったためです。今後も引き続き、学生生徒の確保等による収入増に努めるとともに、支出の適正化を行い、収支改善を図っていく必要があります。

固定資産取得などに伴う計12億9,753万円の「基本金」組入れ後の「当年度収支差額」は、12億8,174万円のマイナスとなりました。また、その経年累積額である「翌年度繰越収支差額」は、前年度末で77億1,585万円のマイナスでしたが、上記の「当年度収支差額」を加えた結果、最終的に89億9,759万円のマイナスとなりました。

① 貸借対照表関係

ア) 貸借対照表の状況と経年比較

(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
固定資産	40,438,368,484	41,173,467,158	40,891,778,918	41,620,195,431	42,168,591,305
流動資産	10,018,172,586	9,912,669,943	10,417,048,874	9,744,932,443	9,603,682,024
資産の部合計	50,456,541,070	51,086,137,101	51,308,827,792	51,365,127,874	51,772,273,329
固定負債	1,709,219,013	1,700,620,044	1,700,126,696	1,763,512,905	1,871,527,890
流動負債	2,845,256,281	3,269,852,677	3,118,289,779	3,015,787,503	3,299,118,982
負債の部合計	4,554,475,294	4,970,472,721	4,818,416,475	4,779,300,408	5,170,646,872
基本金	51,211,553,218	52,621,507,889	52,889,480,068	54,301,677,210	55,599,211,623
繰越収支差額	-5,309,487,442	-6,505,843,509	-6,399,068,751	-7,715,849,744	-8,997,585,166
純資産の部合計	45,902,065,776	46,115,664,380	46,490,411,317	46,585,827,466	46,601,626,457
負債及び純資産の部合計	50,456,541,070	51,086,137,101	51,308,827,792	51,365,127,874	51,772,273,329

イ) 財務比率の経年比較

財務比率	計算式	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
運用資産余裕比率(年)	$\frac{\text{運用資産}-\text{外部負債}}{\text{経常支出}}$	3.9	3.6	3.6	3.4	3.0
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	352.1%	303.2%	334.1%	323.1%	291.1%
総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	9.0%	9.7%	9.4%	9.3%	10.0%
前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$	441.4%	412.0%	432.7%	402.6%	377.0%
基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	99.9%	99.8%	99.9%	99.7%	99.5%
積立率	$\frac{\text{運用資産}}{\text{要積立額}}$	90.4%	88.0%	87.8%	85.4%	81.7%

② 事業活動収支計算書関係

ア) 事業活動収支計算書の状況と経年比較

(単位:円)

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業活動収入の部					
学生生徒等納付金	5,879,160,950	5,980,333,150	6,118,820,225	6,076,085,000	6,258,416,500
手数料	76,897,770	89,254,260	97,517,048	118,072,588	116,938,510
寄付金	11,514,258	30,942,898	11,241,854	28,738,639	47,941,235
経常費等補助金	935,536,580	964,403,692	973,978,779	1,097,570,332	1,283,664,818
付随事業収入	172,594,165	183,383,843	137,348,490	109,820,644	111,148,984
雑収入	126,411,241	236,611,495	154,132,992	96,817,628	257,457,294
教育活動収入計	7,202,114,964	7,484,929,338	7,493,039,388	7,527,104,831	8,075,567,341
事業活動支出の部					
人件費	3,411,998,477	3,611,726,003	3,666,253,676	3,667,886,743	3,873,671,739
教育研究経費	2,662,041,674	2,749,561,835	2,911,484,573	2,922,156,883	3,266,689,961
管理経費	720,419,623	823,915,701	744,610,271	1,014,023,861	906,984,246
徴収不能額等	5,304,700	5,420,750	4,893,200	6,888,937	1,929,250
教育活動支出計	6,799,764,474	7,190,624,289	7,327,241,720	7,610,956,424	8,049,275,196
教育活動収支差額	402,350,490	294,305,049	165,797,668	-83,851,593	26,292,145
教育活動収入の部					
受取利息・配当金	103,929,227	88,442,204	532,297,467	141,043,944	117,384,579
その他の教育活動外収入	65,006,278	38,630,136	8,812,750	1,618,067	0
教育活動外収入計	168,935,505	127,072,340	541,110,217	142,662,011	117,384,579
教育活動支出の部					
借入金等利息	0	0	0	0	0
その他の教育活動外支出	189,417,396	190,664,438	20,086,906	658,256	0
教育活動外支出計	189,417,396	190,664,438	20,086,906	658,256	0
教育活動外収支差額	-20,481,891	-63,592,098	521,023,311	142,003,755	117,384,579
経常収支差額	381,868,599	230,712,951	686,820,979	58,152,162	143,676,724
特別収入の部					
資産売却収入	0	0	0	0	0
資産売却差額	0	0	438	2,022,042	1,393,000
その他の特別収入	19,333,711	16,755,761	40,098,721	73,975,759	82,922,032
特別収入計	19,333,711	16,755,761	40,099,159	75,997,801	84,315,032
特別支出の部					
資産処分差額	9,236,638	22,389,285	351,616,032	35,322,091	44,309,724
その他の特別支出	1,069,222	11,480,823	557,169	3,411,723	167,883,041
特別支出計	10,305,860	33,870,108	352,173,201	38,733,814	212,192,765
特別収支差額	9,027,851	-17,114,347	-312,074,042	37,263,987	-127,877,733
基本金組入前当年度収支差額	390,896,450	213,598,604	374,746,937	95,416,149	15,798,991
基本金組入額合計	-1,494,637,936	-1,409,954,671	-1,127,972,179	-1,412,197,142	-1,297,534,413
当年度収支差額	-1,103,741,486	-1,196,356,067	-753,225,242	-1,316,780,993	-1,281,735,422
前年度繰越収支差額	-4,205,745,956	-5,309,487,442	-6,505,843,509	-6,399,068,751	-7,715,849,744
基本金取崩額	0	0	860,000,000	0	0
翌年度繰越収支差額	-5,309,487,442	-6,505,843,509	-6,399,068,751	-7,715,849,744	-8,997,585,166
(参考)					
事業活動収入計	7,390,384,180	7,628,757,439	8,074,248,764	7,745,764,643	8,277,266,952
事業活動支出計	6,999,487,730	7,415,158,835	7,699,501,827	7,650,348,494	8,261,467,961

イ) 財務比率の経年比較

財務比率	計算式	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	46.3%	47.4%	45.6%	47.8%	47.3%
人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}}$	58.0%	60.4%	59.9%	60.4%	61.9%
教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	36.1%	36.1%	36.2%	38.1%	39.9%
管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{経常収入}}$	9.8%	10.8%	9.3%	13.2%	11.1%
事業活動収支差額比率	$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$	5.3%	2.8%	4.6%	1.2%	0.2%
学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$	79.8%	78.6%	76.2%	79.2%	76.4%
経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$	5.2%	3.0%	8.5%	0.8%	1.8%

③ 資金収支計算書関係

ア) 資金収支計算書の状況と経年比較

(単位:円)

収入の部	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学生生徒等納付金収入	5,879,160,950	5,980,333,150	6,118,820,225	6,076,085,000	6,258,416,500
手数料収入	76,897,770	89,254,260	97,517,048	118,072,588	116,938,510
寄付金収入	11,404,824	29,269,703	10,906,519	72,348,399	104,391,107
補助金収入	949,702,080	968,802,192	982,735,779	1,114,828,832	1,294,931,318
資産売却収入	0	0	43,974	2,000,000	1,393,000
付随事業・収益事業収入	172,594,165	183,383,843	137,348,490	109,820,644	111,148,984
受取利息・配当金収入	103,929,227	88,442,204	532,297,467	141,043,944	117,384,579
雑収入	192,179,917	268,231,339	163,141,012	99,050,752	268,362,995
借入金等収入	250,000	750,000	2,000,000	500,000	0
前受金収入	2,209,454,440	2,331,370,105	2,345,971,643	2,374,921,566	2,450,901,517
その他の収入	1,506,818,580	1,604,362,170	2,494,686,301	1,709,363,093	2,478,256,813
資金収入調整勘定	-2,263,379,424	-2,435,987,667	-2,510,961,768	-2,440,244,135	-2,654,924,058
前年度繰越支払資金	9,816,672,603	9,752,517,396	9,605,866,788	10,150,608,817	9,562,217,332
収入の部合計	18,655,685,132	18,860,728,695	19,980,373,478	19,528,399,500	20,109,418,597
支出の部	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費支出	3,413,897,103	3,620,074,972	3,665,323,621	3,676,545,262	3,873,393,150
教育研究経費支出	1,892,675,370	2,027,330,709	2,113,568,872	2,081,123,704	2,367,812,647
管理経費支出	600,833,167	721,268,703	629,896,807	892,405,095	940,170,820
借入金等利息支出	0	0	0	0	0
借入金等返済支出	1,000,000	500,000	1,000,000	250,000	1,000,000
施設関係支出	694,067,423	1,322,562,557	1,174,721,227	1,101,402,313	1,729,947,255
設備関係支出	315,864,962	456,679,653	325,000,059	608,238,077	654,735,696
資産運用支出	640,000,000	11,515,942	336,029,725	71,601,521	64,918,532
その他の支出	1,712,019,461	1,828,109,952	2,195,181,664	2,136,527,895	2,154,222,646
資金支出調整勘定	-367,189,750	-733,180,581	-610,957,314	-601,911,699	-916,721,814
翌年度繰越支払資金	9,752,517,396	9,605,866,788	10,150,608,817	9,562,217,332	9,239,939,665
支出の部合計	18,655,685,132	18,860,728,695	19,980,373,478	19,528,399,500	20,109,418,597

イ) 活動区分資金収支計算書の状況と経年比較

(単位:円)

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育活動による資金収支					
教育活動資金収入計	7,201,605,049	7,475,176,143	7,492,704,053	7,526,418,991	8,075,567,341
教育活動資金支出計	5,893,752,925	6,355,033,698	6,405,169,851	6,646,004,082	7,013,493,576
差引	1,307,852,124	1,120,142,445	1,087,534,202	880,414,909	1,062,073,765
調整勘定等	61,522,342	289,458,370	-16,395,611	-24,258,956	162,717,181
教育活動資金収支差額	1,369,374,466	1,409,600,815	1,071,138,591	856,155,953	1,224,790,946
施設整備等活動による資金収支					
施設整備等活動資金収入計	14,565,981	10,806,902	868,800,974	111,192,383	882,935,060
施設整備等活動資金支出計	1,649,932,385	1,790,758,152	1,835,751,011	1,781,241,911	2,439,601,483
差引	-1,635,366,404	-1,779,951,250	-966,950,037	-1,670,049,528	-1,556,666,423
調整勘定等	42,602,586	130,408,823	-52,414,264	104,647,369	39,214,901
施設整備等活動資金収支差額	-1,592,763,818	-1,649,542,427	-1,019,364,301	-1,565,402,159	-1,517,451,522
小計(教育活動資金収支差額＋施設整備等活動資金収支差額)	-223,389,352	-239,941,612	51,774,290	-709,246,206	-292,660,576
その他の活動による資金収支					
その他の活動資金収入計	1,557,971,846	1,553,962,413	1,956,351,761	1,632,799,152	1,700,378,163
その他の活動資金支出計	1,386,398,504	1,468,832,581	1,463,201,025	1,516,974,903	1,732,153,559
差引	171,573,342	85,129,832	493,150,736	115,824,249	-31,775,396
調整勘定等	-12,339,197	8,161,172	-182,997	5,030,472	2,158,305
その他の活動資金収支差額	159,234,145	93,291,004	492,967,739	120,854,721	-29,617,091
支払資金の増減額 (小計＋その他の活動資金収支差額)	-64,155,207	-146,650,608	544,742,029	-588,391,485	-322,277,667
前年度繰越支払資金	9,816,672,603	9,752,517,396	9,605,866,788	10,150,608,817	9,562,217,332
翌年度繰越支払資金	9,752,517,396	9,605,866,788	10,150,608,817	9,562,217,332	9,239,939,665

ウ) 財務比率の経年比較

財務比率	計算式	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育活動資金収支差額比率	教育活動資金収支差額 教育活動資金収入計	19.0%	18.9%	14.3%	11.4%	15.2%

(2) その他

①資産運用の状況

運用目的 財政基盤の強化と健全性の確保を実現するため、学納金以外の収入の安定的な確保を図る。

運用目標 3億円以上(年間)

運用方針 安全性、流動性、収益性に配慮した適正かつ効率的な運用の実現を図るため、保有資産のうち流動性リスクの度合いが比較的高いものの割合を一定の割合に管理し、安全性を確保しつつ効率的な運用に努める。将来のキャンパス整備等に向け、金融資産の流動性を確保する。

運用体制 資産運用に関する重要事項を審議し、資産の管理・運用に関する業務を行うため、理事会の下に資産運用委員会を置く。

(総括表)

(単位：円)

種 類	当年度(令和8年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	6,618,871,418	7,007,749,298	388,877,880
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,500,000,000	2,384,612,556	△ 115,387,444
合 計	9,118,871,418	9,392,361,854	273,490,436
時価のない有価証券	13,000,000		
有価証券合計	9,131,871,418		

(明細表)

(単位：円)

種 類	当年度(令和8年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債券	1,100,000,000	1,001,989,900	△ 98,010,100
株式	—	—	—
投資信託	8,018,871,418	8,390,371,954	371,500,536
貸付信託	—	—	—
合 計	9,118,871,418	9,392,361,854	273,490,436
時価のない有価証券	13,000,000		
有価証券合計	9,131,871,418		

(注) 時価情報数値に関しては一部「市場価格のない債券」を含むため、各取引金融機関による市場時価に準ずる数値を記載している。

②学校債の状況

なし

③寄付金の状況

(教育活動収支)

特別寄付金 254 件 47,941,235 円

現物寄付 0 円

(特別収支)

施設設備寄付金 56,449,872 円

現物寄付 4,299,959 円

使用実績：教育研究環境の向上、キャンパス整備等

④補助金の状況

国庫補助金 752,310,200 円

地方公共団体補助金 412,706,118 円

(公財) 東京都私学財団補助金 118,648,500 円

使用実績：教育研究活動

⑤収益事業の状況

なし

(3)経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

近年の 18 歳人口の減少に伴い、大学及び短期大学部では学生募集が一時厳しい状況となっていましたが、平成 29 年度を底として回復してきており、令和 7 年度決算においても学生生徒数は増加し、それに伴って安定した収入を確保しました。特に、最近付属校は目覚ましくブランド力を向上させており、志願者倍率も高まっています。

この間、経費の削減に努める一方、教育に関わる予算は極力減額せずに教育の質を保証し、教育を活性化してきました。その成果が学生・生徒募集に現れてきていると考えられます。

令和 7 年度における本学の財務運営は、開設 3 年目となる大学芸術学部共創デザイン学科をはじめ、芸術学部及び短期大学部の教育組織再編の進行に伴う教育研究環境の整備等を中心に、教育の質を確保するための施設・設備の充実を図ることを重視して行いました。

このうち杉並キャンパス整備については、1 号館及び 2 号館の教室改修工事、Y. A ハイツ高円寺の解体及び新校舎の設計と着工、付属校 3 号館の屋上増築を行いました。相模原キャンパス整備については、1 号館及び 8 号館の教室の改修工事等を行いました。

その結果、令和 7 年度決算において「基本金組入前当年度収支差額」は 1,580 万円のプラスとなりました。「基本金組入前当年度収支差額」は、令和 6 年度決算と比し 7,962 万円の減となりました。この主な要因は、学生生徒総数が増員し、学生生徒等納付金収入も増となった一方で、計画的に進めているキャンパス整備関連支出が増となったこと及び退職者数が一時的に増員し人件費が増となったためです。今後も引き続き、学生生徒の確保等による収入増に努めるとともに、支出の適正化を行い、収支改善を図っていく必要があります。

固定資産取得などに伴う計 12 億 9,753 万円の「基本金」組入れ後の「当年度収支差額」は、12 億 8,174 万円のマイナスとなりました。また、その経年累積額である「翌年度繰越収支差額」は、前年度末で 77 億 1,585 万円のマイナスでしたが、上記の「当年度収支差額」を加えた結果、最終的に 89 億 9,759 万円のマイナスとなりました。

本学ではキャンパスの維持・整備を踏まえた経営の永続のため、中期財務方針を策定し、主要な財務指標について目標値を定めています。その中で、財務指標として重視している主要経費の学生生徒等納付金（私立高等学校等授業料軽減助成金を含む）に対する割合である「学納金依存率」について、令和 7 年度は「人件費依存率」60.8%（前年度 58.9%）、「教育研究経費依存率」51.2%（前年度 47.0%）、「管理経費依存率」14.2%（前年度 16.3%）となりました。目標値に対してまだ高い水準となっておりますが、主な要因は、キャンパス整備によるものです。

本学を取り巻く環境が厳しさを増す中で、永続的な経営のため、引き続き支出においては効率化を進めると共に、収入においては学生生徒の定員を安定的に確保し、学生生徒等納付金の増収を図り、三大経費依存率の適正化に努めていきます。同時にそれ以外の収入（補助金、資産運用収入）の増収を図っていきます。

4. 学校法人の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備及び運用状況の概要

内部統制システムの整備及び運用状況は、以下のとおりです。

（1）関係する決議の概要

令和7年度における関係決議は、以下のとおり。

- ・理事の競業に関する承認（4月理事会）
- ・ハラスメント対策について（2月定時理事会）
- ・知的財産権に関する教職員のコンプライアンス意識向上に向けた取組みについて（2月定時理事会）
- ・理事会運営について（2月定時理事会）
- ・ハラスメント相談窓口取扱内規の一部改正（3月理事会）

（2）体制整備及び運用状況の概要

① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

＜議事録、決裁文書等に関する文書管理規程の作成＞

寄附行為及び理事会運営規則に基づき、理事会議事録を作成した。また、文書取扱規程及び文書保存内規に基づき、決裁文書等を取扱い、保存及び管理している。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

＜リスク管理規程の作成、リスク管理組織・責任者の設置＞

危機管理規程に基づき、統括責任者である理事長を委員長とし、部局責任者である学長、校長、事務本部長等を委員とする危機管理委員会を設置・開催し、危機対策本部（危機管理規程に基づき、危機事象のレベルが甚大の場合に設置）の構成員を以下のとおり決定した。

・危機管理委員会の構成員

(1) 統括責任者、(2) 常任理事、(3) 部局責任者、(4) 副学長、(5) 美術研究科長、(6) 芸術学部長、(7) 短期大学部部長、(8) 総務企画部長、(9) 財務部長、(10) 教学事務部長、(11) 教育研究事業部長、(12) 付属事務部長、(13) その他理事長が必要と認めた者

・危機対策本部の構成員

(1) 本部長 統括責任者（理事長）
(2) 副本部長 部局責任者（学長・校長・事務本部長）
(3) 本部長 本部長及び副本部長が指名する者

また、防災規程に基づき、防災管理業務運営の適正を図るため、委員長を理事長とし、副委員長を学長、校長、事務本部長とする防災対策委員会を設置している。

＜緊急時の役員対応等＞

危機管理規程に基づき、危機管理委員会を開催し、危機対策本部の構成員となる理事は同本部に参画し、その業務を行うことを確認した。

＜役職員に対するリスク管理研修の実施＞

情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ委員会規程、情報セキュリティ規程に基づき、役職員に対するリスク管理研修の一環として、情報セキュリティ研修を行った。

令和８年度以降に、危機管理委員会において、危機管理教育、研修又は訓練の実施について審議・決定することを確認した。

＜リスク管理手法や体制の有効性検証・見直し＞

危機管理規程に基づき、危機管理委員会を開催し、本学において過去に起こった危機事象を抽出し、その際の対処方法や再発防止策について情報共有した。

令和８年度以降に、同委員会において、特に発生頻度が高い、また影響が大きい危機事象に関する対応や研修の実施について審議・決定することを確認した。

③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

＜理事職務権限規程の作成＞

寄附行為に基づき、副理事長を代表業務執行理事、常任理事を業務執行理事としており、後者については、固定資産及び物品調達規程、稟議規程等により、その権限を定めている。なお、現在、副理事長及び常任理事は選任されていない。

＜職員の職務分掌に関する規程の作成＞

事務分掌規程に基づき、各部署の職務の範囲を定めるとともに、職務権限規程及び稟議規程に基づき、決裁者、承認者、起案者の範囲を定めている。

④ 職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制

＜コンプライアンス規程・法令遵守マニュアルの作成＞

コンプライアンス推進規程に基づき、コンプライアンス推進委員会を開催し、コンプライアンス推進に関する基本方針を決定した。

令和７年度は、コンプライアンスに関して役職員に周知するための資料等の作成にはいたっていない。

＜職員に対するリスク管理に関する教育・研修の継続的な実施＞

令和７年度は、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ委員会規程、情報セキュリティ規程に基づき、職員に対するリスク管理に関する教育・研修の一環として、情報セキュリティ研修を行った。

危機管理規程に基づき、危機管理委員会を開催し、令和８年度以降に、同委員会において、職員に対するリスク管理に関する教育・研修の継続的な実施について審議・決定することを確認した。

コンプライアンス推進規程に基づき、コンプライアンス推進委員会を開催し、令和８年度に、役職員に対するコンプライアンス研修を実施することを決定した。

＜内部監査部門の設置＞

内部監査規程及び内部監査室規程に基づき、内部監査室を設置した。

また、コンプライアンス推進規程及び内部通報規程に基づき、内部通報窓口を内部監査室とした。

令和７年度は、文書取扱規程及び文書保存内規に基づき、永久保存文書の取扱いについて、内部監査室による監査を実施した。

⑤ 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

＜監事監査規程の作成＞

監事監査等職務規則に基づき、8月下旬から3月にかけて計7回の監事監査を実施した。主な監査内容として、キャンパス整備に関する事項、物品調達に関する事項、ハラスメントに関する事項、コンプライアンス体制整備に関する事項等が挙げられる。

その他、理事選任委員会等の重要会議に出席するなど、法人運営について随時確認を行っている。

< 監査室・コンプライアンス室の設置 >

監事監査等職務規則及び内部監査規程に基づき、監事は、監事監査を補助する者として、監事補助者の他、内部監査室の職員を指名することができ、内部監査室長及び室員は、監事と連携、協力して、法人の監査の効率的な実施に努めることとしている。

また、同規程に基づき、内部監査室長は、内部監査の過程において理事長その他理事のコンプライアンス違反の疑いが生じた場合は、直ちに監事に報告することとしている。

< 内部通報に関する規程の作成 >

監事監査等職務規則、コンプライアンス推進規程及び内部通報規程に基づき、内部通報は、内部監査室に設置する窓口の他、監事に行うことができることとしている。

< 理事長と監事の定期的な会合の実施 >

理事長と監事は、理事会において定期的に意見交換を行う他、適宜意見交換を行っている。

< 監事が必要と認めた場合における弁護士、公認会計士等外部専門家との連携 >

本学の監事2名のうち、1名は弁護士、1名は公認会計士であり、それぞれ専門的な観点から監査等を実施している。

附属明細書

該当事項なし。